

●香川県公告第二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年四月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十四年香川県公告第六百三十七号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ高瀬店
三豊郡高瀬町下勝間二四八六一一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により高瀬町から聴取した意見の概要
 - 1 騒音、廃棄物等の問題がおこらないよう十分留意すること。
 - 2 地域住民からゴミの匂いに関する苦情があったので早急に対応すること。
 - 3 来客者が多い時間帯のガードマンが実際には配置されておらず対応が届出事項と相違しているので、届出書の記載事項は必ず実施すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
高瀬町経済課
 - 2 縦覧期間
平成十五年四月三十日（水曜日）から同年五月三十日（金曜日）まで